

令和6年6月17日

中部圏広域地方計画推進室

中部圏の国土づくりのあり方について議論 ～「第6回中部圏広域地方計画有識者会議」を開催します～

概要： 中部圏では、令和4年度より国土形成計画法に基づく次期中部圏広域地方計画の策定に着手し、これまでに5回開催した有識者会議の場で有識者からご意見を伺い、検討を進めてまいりました。

第6回となる今回の会議では、次期中部圏広域地方計画の素案について、有識者からご意見を伺います。

日時： 令和6年6月24日（月）15:00～17:00

場所： ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）10階 1002 大会議室
（住所：名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

資料：

- ・中部圏広域地方計画有識者会議委員名簿
- ・第6回中部圏広域地方計画有識者会議 議事次第（案）
- ・次期広域地方計画の策定について

注意事項： 会場（報道関係者のみ・カメラ撮りは冒頭あいさつまでとします）またはオンラインでの会議傍聴を希望される場合は、6月21日（金）15時までに、電子メールにてお名前・ご所属・ご連絡先（電話番号・メールアドレス）をご登録ください。会場へお越しいただく場合は、開始15分前までに会場へお入り下さい。

電子メール送付先：<cbr-cb-keisei@mlit.go.jp>

※会議資料は、後日、中部地方整備局ホームページに掲載します。

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kokudokeisei/index.htm>

配布先： 中部地方整備局記者クラブ、名古屋経済記者クラブ、東海交通研究会、名古屋港記者クラブ、長野県庁内会見場、飯田市記者クラブ、駒ヶ根市記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、浜松市政記者クラブ、三重県政記者クラブ、三重第二県政記者クラブ

〔問合せ先〕

中部圏広域地方計画協議会 事務局（中部圏広域地方計画推進室）

国土交通省中部地方整備局

企画部 事業調整官 大竹 庸訓（おおたけ つねのり）

広域計画課長 高橋 寿（たかはし ひさし）

TEL052-953-8129

中部圏広域地方計画有識者会議 委員名簿

(敬称略 五十音順)

◎：座長

う え ま つ	り ょ う た	トヨタ自動車株式会社 総務部 担当部長
植松	良太	
う ら た	ま ゆ	名古屋大学大学院 情報学研究科 准教授
浦田	真由	
え ざ き	き く	有限会社オズ 代表取締役 旅館海月 女将
江崎	貴久	
お が わ	ひかる	東京大学大学院 経済学研究科 教授
小川	光	
◎ お く の	の ぶ り ん	公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター長
奥野	信宏	
か と う	ゆ り こ	株式会社エムスクエア・ラボ 代表取締役
加藤	百合子	
しろとり	たかし	伊那市長
白鳥	孝	
す え ま つ	の り こ	鈴鹿市長
末松	則子	
た に が わ	かつ や	株式会社 J E R A 執行役員西日本支社長
谷川	勝哉	
つ る た	り え	四日市大学 総合政策学部 教授
鶴田	利恵	
と だ	としゆき	愛知大学 地域政策学部 教授
戸田	敏行	
の ぐ ち	あゆみ	NP0 法人伊勢志摩バリアフリースターセンター 事務局長
野口		
ふ く わ	の ぶ お	名古屋大学 名誉教授 あいち・なごや強靱化共創センター長
福和	伸夫	
ま す だ	み ち こ	名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授
増田	理子	
む ら か み	の ぶ お	岐阜大学 名誉教授 一般社団法人ぎふ総合医療センター 所長
村上	啓雄	
も り か わ	た か ゆ き	名古屋大学 未来社会創造機構 モビリティ社会研究所 特任教授
森川	高行	

第6回中部圏広域地方計画有識者会議

日時：令和6年6月24日（月）15：00～17：00

場所：ウインクあいち（1002号室）

議事次第【案】

1. 開会

2. 議事

（1）次期中部圏広域地方計画検討スケジュールについて

（2）次期中部圏広域地方計画 中間とりまとめ（素案）について

3. 閉会

【配布資料】

- ・ 議事次第、出席者名簿、配席図
- ・ 資料1 次期中部圏広域地方計画検討スケジュール案
- ・ 資料2 次期中部圏広域地方計画の構成
- ・ 資料3 次期中部圏広域地方計画中間とりまとめ（素案）の概要
- ・ 資料4 目標とリーディングプロジェクト項目案
- ・ 資料5 次期中部圏広域地方計画中間とりまとめ（素案）
- ・ 参考資料1 中部圏広域地方計画有識者会議運営要領
- ・ 参考資料2 第5回中部圏広域地方計画有識者会議（概要）
- ・ 参考資料3 中部圏の特徴

次期広域地方計画の策定について

- 国土形成計画（広域地方計画）は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第9条に基づき、全国計画を基本として、広域地方計画区域ごとに方針や目標を定める計画（国土交通大臣決定）。
- 現在、広域地方計画区域は東北圏、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏の8圏域（北海道は北海道総合開発計画、沖縄は沖縄振興基本方針・沖縄振興計画を有する）。
- 現行計画の中間評価や新たな全国計画の議論を踏まえ、令和4年度より、8圏域において次期広域地方計画の検討に着手。
- 令和5年7月「基本的な考え方」を公表。令和6年度以降、国土交通大臣決定予定。

広域地方計画の区域



※北海道総合開発計画、沖縄振興計画とも連携して推進

広域地方計画(国土形成計画法第9条)

○国と地方の協働による広域圏づくり(大臣決定)

- ・国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
- ・計画の策定に向けて、各主体が対等な立場で連携・協力

